

## 半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等に対する支援施策を金銭給付中心の施策から、就業支援等による総合的な支援に転換するための自立支援事業を個々の状況に応じ、きめ細やかに実施するための共通事項を定め、もってひとり親家庭等の福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 20歳に満たない者をいう。

(2) ひとり親家庭等 母子家庭、父子家庭及び養育者家庭をいう。

(3) 母子家庭 次のいずれかに該当する児童の母（市内に住所を有する場合に限る。）が当該児童を監護する家庭をいう。

ア 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は母が死亡した児童

イ 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した児童

ウ 父又は母が別表第1で定める程度の障がいの状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

キ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ク その他、前各号に準ずる状態にある児童で、市長が認めたもの

(4) 父子家庭 前号のいずれかに該当する児童の父（市内に住所を有する場合に限る。）が当該児童を監護する家庭をいう。

(5) 養育者家庭 第3号のいずれかに該当する児童を父、母が監護しない場合、若しくは父、母がない場合であって、当該父、母以外の者（市内に住所を有する場合に限る。）が当該児童を養育する（同居して監護し、かつその生計を維持することをいう。）家庭をいう。

(対象事業)

第3条 ひとり親家庭等自立支援対策事業として、次の事業を実施する。

- (1) 半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給事業
- (2) 半田市ひとり親家庭等資格取得等就業支援事業
- (3) 半田市ひとり親家庭等一時預かり事業
- (4) 半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業
- (5) 半田市ひとり親家庭等自立支援サポート事業
- (6) その他、ひとり親家庭等の自立を支援するため、市長が必要と認めたもの

(所得制限等)

第4条 前条の事業を実施する場合において、所得制限を用いるときは、ひとり親家庭等の前年(1月から7月までに利用等をする場合にあつては、前々年とする。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童で、その者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2に定める額以上であるときとする。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項に規定する例による。

(自立への努力)

第5条 市長は、民間事業者等に対し、ひとり親家庭等の父、母及び児童への理解を促し、就業の促進が図られるよう努めるものとする。

- 2 市長は、ひとり親家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための広報に努めるものとする。

- 3 市長は、ひとり親家庭等が安心して子育てと生活が送れるよう、地域で支え合う環境づくりに努めるものとする。

- 4 ひとり親家庭等の父及び母は、自ら進んでその自立を図り、生活の安定及び向上に努めなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行し、令和6年11月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつもの
  - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつもの
  - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつものであつて、市長が定めるもの
- ※視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,080,000円
1人以上	2,080,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額）